

○屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件

(昭和五十五年七月十四日)

(建設省告示第千二百九十二号)

改正 昭和六三年 三月 八日建設省告示 第 三四二号
平成 三年 二月 一日同 第 一三五号
同 七年一二月二七日同 第二〇九四号
同 一二年 五月三十一日同 第一四六五号
同 一二年一二月二六日同 第二四六五号
同 一三年 三月二八日国土交通省告示第 三五三号
同 一八年 一月一七日同 第 一五四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十一条第二項の規定に基づき、屎尿浄化槽の構造方法を第四及び第五に、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十五条第一項の規定に基づき、合併処理浄化槽の構造方法を第一から第三まで及び第六から第十二までに定める。

屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件

第一 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）第一条の二に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合する合併処理浄化槽の構造は、第一号から第三号まで、第六第一号から第五号まで、第七第一号若しくは第二号、第八第一号若しくは第二号、第九第一号若しくは第二号、第十第一号若しくは第二号又は第十一第一号若しくは第二号に該当し、かつ、第四号に定める構造としたものとする。

一 分離接触ばつ気方式

(一) から (四) までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が五十人以下であるもの。

(一) 沈殿分離槽

(イ) 二室に区分し、直列に接続すること。

(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$V = 2.5$
$6 \leq n \leq 10$	$V = 2.5 + 0.5 (n - 5)$
$11 \leq n \leq 50$	$V = 5 + 0.25 (n - 10)$
この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員 (単位 人) V 有効容量 (単位 立方メートル)	

(ハ) 第一室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね三分の二とするこ

と。

(ニ) 各室の有効水深は、一・二メートル（処理対象人員が十人を超える場合においては、一・五メートル）以上とすること。

(ホ) 第一室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね三分の一から四分之一までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。

(ヘ) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね二分の一から三分の一までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。

(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（１）から（３）までに定めるところによること。

(1) 二台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

(2) 一日当たりの送水容量は、一台ごとに、日平均汚水量のおおむね二・五倍に相当する容量とすること。

(3) ポンプ升の有効容量は、一台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

(二) 接触ばつ気槽

(イ) 有効容量が五・二立方メートルを超える場合においては、二室に区分し、直列に接続すること。

(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$V = 1$
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1 + 0.2 (n - 5)$
$11 \leq n \leq 50$	$V = 2 + 0.16 (n - 10)$
この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員（単位 人） V 有効容量（単位 立方メートル）	

(ハ) 二室に区分する場合においては、第一室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね五分の三とすること。

(ニ) 有効水深（接触ばつ気槽を二室に区分する場合においては、第一室の有効水深）は、一・二メートル（処理対象人員が十人を超える場合においては、一・五メートル）以上とすること。

(ホ) 汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

(ヘ) 接触材は、次の（１）から（３）までに定めるところによること。

(1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げ

ず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填^{てん}すること。

(2) 有効容量に対する充填率は、おおむね五十五パーセントとすること。

(3) 生物膜による閉塞^{そく}が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

(ト) ばつ気装置は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。

(1) 室内の汚水を均等に攪拌^{かくはん}することができる構造とすること。

(2) 一時間あたりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$Q = 2$
$6 \leq n \leq 10$	$Q = 2 + 0.4(n - 5)$
$11 \leq n \leq 50$	$Q = 4 + 0.25(n - 10)$
この表において、 n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員 (単位 人) Q 一時間あたりに送気できる空気量 (単位 立方メートル/時間)	

(3) 空気量を調節できる構造とすること。

(チ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。ただし、二室に区分する場合においては、各室は、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。

(リ) 有効容量が五・二立方メートルを超える場合においては、消泡装置を設けること。

(三) 沈殿槽

(イ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$V = 0.3$
$6 \leq n \leq 10$	$V = 0.3 + 0.08(n - 5)$
$11 \leq n \leq 50$	$V = 0.7 + 0.04(n - 10)$
この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員 (単位 人) V 有効容量 (単位 立方メートル)	

(ロ) 有効容量が一・五立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触ばつ気槽へ速やかに移送することができる

構造とし、有効容量が一・五立方メートルを超える場合には、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。

(ハ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積一平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が八立方メートル以下となるようにすること。

(ニ) 越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ一メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が二十立方メートル以下となるようにすること。

(ホ) 有効水深は、一メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ヘ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。

(ト) ホッパーは、勾配を水平面に対し六十度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。

(チ) 浮上物の流出を防止することができる構造とすること。

(四) 消毒槽

消毒槽は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とすること。

二 嫌気濾床接触ばつ気方式

(一) から (四) までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が五十人以下であるもの。

(一) 嫌気濾床槽

(イ) 二室以上に区分し、直列に接続すること。

(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$V = 1.5$
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$
$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$
この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
n 処理対象人員（単位 人）	
V 有効容量（単位 立方メートル）	

(ハ) 第一室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね二分の一からおお

むね三分の二までとすること。

(ニ) 各室の有効水深は、一・二メートル（処理対象人員が十人を超える場合においては、一・五メートル）以上とすること。

(ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第一室にあつてはおおむね四十パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね六十パーセントとすること。

(ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。

(ト) 濾材に汚泥清掃孔（直径十五センチメートル以上の円が内接するものに限る。）を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。

(チ) ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の（１）から（３）までに定めるところによること。

(1) 二台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

(2) 一日当たりの送水容量は、一台ごとに、日平均汚水量のおおむね二・五倍に相当する容量とすること。

(3) ポンプ升の有効容量は、一台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

(二) 接触ばつ気槽

前号（二）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号（二）

(チ) 中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と、「なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができる構造とすること。」を「ただし、ポンプ等により強制的に移送し、かつ、移送量を調整することができる構造に限る。」と読み替えるものとする。

(三) 沈殿槽

前号（三）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号（三）

(ロ) 中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。

(四) 消毒槽

第一号（四）に定める構造とすること。

三 脱窒濾床接触ばつ気方式

(一) から（四）までに定める構造の脱窒濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が五十人以下であるもの。

(一) 脱窒濾床槽

(イ) 二室以上に区分し、直列に接続すること。

(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$V = 2.5$
$6 \leq n \leq 10$	$V = 2.5 + 0.5 (n - 5)$
$11 \leq n \leq 50$	$V = 5 + 0.3 (n - 10)$
この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員 (単位 人) V 有効容量 (単位 立方メートル)	

(ハ) 第一室の有効容量は、脱室濾床槽の有効容量のおおむね二分の一から三分の二までとすること。

(ニ) 各室の有効水深は、一・四メートル (処理対象人員が十人を超える場合においては、一・五メートル) 以上とすること。

(ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第一室にあつてはおおむね四十パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね六十パーセントとすること。

(ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、脱室濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。

(ト) 濾材に汚泥清掃孔 (直径十五センチメートル以上の円が内接するものに限る。) を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。

(チ) ポンプにより脱室濾床槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。

(1) 二台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

(2) 一日当たりの送水容量は、一台ごとに、日平均汚水量のおおむね二・五倍に相当する容量とすること。

(3) ポンプ升の有効容量は、一台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

(二) 接触ばつ気槽

(イ) 処理対象人員が十八人を超える場合においては、二室に区分し、直列に接続すること。

(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$V = 1.5$
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.3 (n - 5)$

$11 \leq n \leq 50$	$V = 3 + 0.26 (n - 10)$
この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
n 処理対象人員 (単位 人)	
V 有効容量 (単位 立方メートル)	

- (ハ) 二室に区分する場合においては、第一室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね五分の三とすること。
- (ニ) 有効水深 (接触ばつ気槽を二室に区分する場合においては、第一室の有効水深) は、一・四メートル (処理対象人員が十人を超える場合においては、一・五メートル) 以上とすること。
- (ホ) 汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。
- (ヘ) 接触材は、次の (1) から (3) までに定めるところによること。
- (1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填^{てん}すること。
 - (2) 有効容量に対する充填^{てん}率は、おおむね五十五パーセントとすること。
 - (3) 生物膜による閉塞^{そく}が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。
- (ト) ばつ気装置は、次の (1) から (3) までに定めるところによること。
- (1) 室内の汚水を均等に攪拌^{かくはん}することができる構造とすること。
 - (2) 一時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$Q = 5$
$6 \leq n \leq 10$	$Q = 5 + 0.9 (n - 5)$
$11 \leq n \leq 50$	$Q = 9.5 + 0.67 (n - 10)$
この表において、 n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
n 処理対象人員 (単位 人)	
Q 一時間当たりに送気できる空気量 (単位 立方メートル/時間)	

- (3) 空気量を調節できる構造とすること。
- (チ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、脱窒^{たっしつ}濾床槽第一室へ強制的に移送することができ、かつ、当該移送量を容易に調整することができる構造とすること。
- (リ) 循環装置を有し、接触ばつ気槽 (当該槽を二室に区分する場合においては、第二室) から脱窒^{たっしつ}濾床槽第一室の流入管の開口部付近へ汚水を安定して移送することができ、かつ、当該移送量を容易に調整し、及び計量することができる構造とすること。

(ヌ) 処理対象人員が十八人を超える場合においては、消泡装置を設けること。

(三) 沈殿槽

第一号(三)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(三)

(ロ)中「沈殿分離槽」を「脱室濾床槽」と読み替えるものとする。

(四) 消毒槽

第一号(四)に定める構造とすること。

四 一般構造

イ 槽の底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。

ロ 槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。

ハ 腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のし難い材料又は有効な防
腐、補強等の措置をした材料を使用すること。

ニ 槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール(径四十五センチメー
トル(処理対象人員が五十一人以上の場合においては、六十センチメートル)以上
の円が内接するものに限る。)を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は
鋳鉄で造られたふたを設けること。

ホ 通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構
造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設
けること。

ヘ 悪臭を生ずるおそれのある部分は、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設
けること。

ト 機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振
動及び騒音を防止することができる構造とすること。

チ 流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。

リ 合併処理浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とするこ
と。

ヌ 槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全にすることができる構造と
し、必要に応じて換気のための措置を講ずること。

ル 汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。

ヲ 調整及び計量が、適切に行われる構造とすること。

ワ イからヲまでに定める構造とするほか、合併処理浄化槽として衛生上支障がない
構造とすること。

第二及び第三 削除

第四 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が五十五パーセント以上
及び屎尿浄化槽からの放流水のBODが一リットルにつき百二十ミリグラム以下である性

能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、次に定める構造の腐敗室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で屎尿を単独に処理するものとし、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。この場合において、第一第四号中「合併処理浄化槽」とあるのは「屎尿浄化槽」と読み替えるものとする。

一 腐敗室

腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能を有するものとし、次の(一)又は(二)によること。

(一) 多室型

(イ) 二室以上四室以下の室に区分し、直列に接続すること。

(ロ) 有効容量は、一・五立方メートル以上とし、処理対象人員が五人を超える場合においては、五人を超える部分一人当たり〇・一立方メートル以上をこれに加算すること。

(ハ) 第一室の有効容量は、二室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね三分の二、三室型又は四室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね二分の一とすること。

(ニ) 最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の砕石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の十分の一を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。

(ホ) 各室の有効水深は、一メートル以上三メートル以下とすること。

(ヘ) 第一室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね三分の一の深さとすること。

(ト) 各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね二分の一の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。

(二) 変形多室型

(イ) 沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。

(ロ) 有効容量は、(一)(ロ)に定める数値とすること。

(ハ) 消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね四分の三とすること。

(ニ) 沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。

(ホ) 沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね二分の一の深さとすること。

(ヘ) 沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し五十度以上、スロットの幅を三センチメートル以上十センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロッ

トの幅以上とし、閉塞^{そく}を来さない滑らかな構造とすること。

二 消毒室

第一第一号（四）に定める構造とすること。

第五 一次処理装置による浮遊物質の除去率が五十五パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質が一リットルにつき二百五十ミリグラム以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない尿尿浄化槽^しの構造は、次の各号に定める構造としたものとする。

一 第四第一号に定める構造で、かつ、第一第四号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壤に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。この場合において、第一第四号中「合併処理浄化槽」とあるのは「尿尿浄化槽^し」と読み替えるものとする。

二 地下浸透部分は、地下水位が地表面（地質が不浸透性の場合においては、トレンチの底面）から一・五メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が三十メートル以上の位置に設けること。

三 処理対象人員一人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壤の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。

土壤の浸透時間 (単位 分)	一	二	三	四	五	一〇	一五	三〇	四五	六〇
一人当たりの浸透 面積 (単位 平方メー トル)	一・五	二・〇	二・五	三・〇	三・五	七・〇	九・〇	一一・〇	一五・〇	一六・五

四 土壤の浸透時間試験方法は、次の（一）から（三）までに定める方法によること。

（一） 三箇所ないし五箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。

（二） 試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を三十センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね十五センチメートルを加算したもの（地盤面より四十センチメートル未満の場合においては、四十センチメートル）とした円筒形の下底に厚さがおおむね五センチメートルの砂利を敷いたものとする。

（三） 浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとする。

（イ） 砂利上二十五センチメートルの深さになるよう清水を注水し、水深が十センチメートル下つた時は砂利上おおむね二十五センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間とをフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返すこと。

(ロ) 浸透水量が一定化してから二十分経過後水位を砂利上二十五センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては十ミリメートル、その他の場合にあつては三十ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、一分当たりの浸透水深（単位 ミリメートル）で二十五ミリメートルを除いた数値を浸透時間とすること。

五 トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を五十センチメートル以上七十センチメートル以下、深さを散水管の深さに十五センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。

六 トレンチは、長さを二十メートル以下とし、散水管相互の間隔を二メートル以上とすること。

七 トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね十五センチメートル突き固めた土で覆うこと。

第六 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、合併処理浄化槽からの放流水のBOD（以下「放流水のBOD」という。）を一リットルにつき二十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、^し尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 回転板接触方式

(一) 及び(五) から(七) までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が五十一人以上五百人以下であるもの又は(二) 及び(三) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(四) から(七) までに定める構造の流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(八) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が五百人以上の場合においては、(九) 及び(十) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が百人以上であるもの。

(一) 沈殿分離槽

(イ) 二室又は三室に区分し、直列に接続すること。

(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 100$	$V = 1.65qn$
$101 \leq n \leq 200$	$V = 165q + 1.1q(n - 100)$
$n \geq 201$	$V = 275q + 0.55q(n - 200)$

この表において、 n 、 V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。

n 処理対象人員（単位 人）

V 有効容量（単位 立方メートル）

q 一人当たりの日平均汚水量（単位 立方メートル）

(ハ) 第一室の有効容量は、二室に区分する場合においては、沈殿分離槽の有効容量のおおむね三分の二とし、三室に区分する場合においては、おおむね二分の一とすること。

(ニ) 各室の有効水深は、一・八メートル以上五メートル以下とすること。

(ホ) 第一室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね三分の一から四分の一までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱かくらんしない構造とすること。

(ヘ) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね二分の一から三分の一までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。

(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプの一日当たりの送水容量を日平均汚水量のおおむね二・五倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

(チ) 流入水の流量変動が大きい場合においては、流量を調整することができる構造とすること。

(二) スクリーン

(イ) 荒目スクリーン（処理対象人員が五百人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。

(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね五十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ハ) ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を三十ミリメートルから五十ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。

(ニ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を一ミリメートルから二・五ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することがで

きる構造とするとともに、目幅の有効間隔が五ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。

(ホ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が五百人以下の場合においては、この限りでない。

(へ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね二十ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(三) 沈砂槽

(イ) 有効容量は、一時間当たりの最大汚水量の六十分の一に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、一時間当たりの最大汚水量の六十分の三に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。

(ロ) 槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。

(ハ) 槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。

(四) 流量調整槽

(イ) 流量調整槽から移送する一時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の二十四分の一の一倍以下となる構造とすること。

(ロ) 汚水を攪拌^{かくはん}することができる装置を設けること。

(ハ) 有効水深は、一メートル（処理対象人員が五百人以上の場合においては、一・五メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から五十センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。

(ニ) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。

(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、二台以上のポンプを設けること。

(へ) 当該槽に流入する一日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。

(ト) 当該槽から移送する一時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。

(五) 回転板接触槽

(イ) 三室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。

(ロ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の四分の一に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の六分

の一に相当する容量以上とすること。

(ハ) 回転板の表面積は、回転板の表面積一平方メートルに対する一日当たりの平均の流入水のBOD（以下「日平均流入水BOD」という。）が五グラム以下となるようにすること。

(ニ) 回転板は、その表面積のおおむね四十パーセントが汚水に接触すること。

(ホ) 回転板は、回転板相互の間隔を二十ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。

(ヘ) 回転板の円周速度は、一分間につき二十メートル以下とすること。

(ト) 槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね十パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。

(チ) 槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。

(六) 沈殿槽

(イ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の八分の一に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が九十人以下の場合にあつては、次の表の計算式によつて計算した容量以上とすること。

$$V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$$

この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n 処理対象人員（単位 人）

V 有効容量（単位 立方メートル）

q 一人当たりの日平均汚水量（単位 立方メートル）

(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては八立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては十二立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル）以下となるようにすること。

(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては三十立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては四十五立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、五十立方メートル）以下となるようにすること。

(ニ) 有効水深は、処理対象人員が百人以下の場合にあつては一メートル以上、百人以上五百人以下の場合にあつては一・五メートル以上、五百人以上の場合にあつては二メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合

においては、ホッパー部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。

(へ) ホッパーは、勾配を水平面に対し六十度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。

(七) 消毒槽

第一第一号（四）に定める構造とすること。

(八) 汚泥濃縮貯留槽

(イ) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。

(ロ) 有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、一・五メートル以上五メートル以下とすること。

(ハ) 流入管の開口部及び流出管又はバッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。

(ニ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。

(ホ) 構内を攪拌することができる装置を設けること。

(九) 汚泥濃縮設備

汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、（イ）又は（ロ）によること。

(イ) 汚泥濃縮槽

(1) 有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、二メートル以上五メートル以下とすること。

(2) 流入管の開口部及び流出管又はバッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。

(3) 汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は百分の五以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対し四十五度以上とすること。

(ロ) 汚泥濃縮装置

(1) 汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。

(2) 濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね四パーセントに濃縮できる構造とすること。

(十) 汚泥貯留槽

(イ) 有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。

(ロ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。

(ハ) 槽内を攪拌^{かくはん}することができる装置を設けること。

二 接触ばつ気方式

前号に定める合併処理浄化槽の構造で同号(五)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。

(一) 二室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

(二) 有効容量は、有効容量一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・三キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の三分の二に相当する容量以上とすること。

(三) 第一室の有効容量は、第一室の有効容量一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・五キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の五分の三に相当する容量以上とすること。

(四) 有効水深は、一・五メートル以上五メートル以下とすること。

(五) 有効容量に対する接触材の充填率^{てん}は、五十五パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填^{てん}すること。

(六) 接触材は、生物膜による閉塞^{そく}が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

(七) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌^{かくはん}し、溶存酸素を一リットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。

(八) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥^{てん}を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。

(九) 消泡装置を設けること。

三 散水濾床^ろ方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、散水濾床^ろ、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、

(七) 及び(八)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が五百一人以上であるもの。

(一) スクリーン

(イ) 荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。

(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね五十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ハ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を一ミリメートルから二・五ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が五ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。

(ニ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。

(ホ) 破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね二十ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(二) 沈砂槽

第一号(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第一号(四)に定める構造とすること。

(四) 散水濾床

(イ) 濾材の部分の有効容量は、碎石を用いる場合にあつては濾材一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・一キログラム以下、碎石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積一平方メートルに対する日平均流入水BODが三グラム以下となるようにすること。

(ロ) 濾材の部分の深さは、碎石を用いる場合にあつては一・二メートル以上、碎石以外のものを用いる場合にあつては二・五メートル以上とすること。

(ハ) 散水量は、碎石を用いる場合にあつては濾床の表面積一平方メートルに対して一日当たり十立方メートル以下、碎石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積一平方メートルに対して一日当たり〇・六立方メートル以上とすること。

(ニ) 固定ノズル又は回転散水機(回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を十五センチメートル以上としたものに限る。)によつて濾床の表面に均等に散水

することができる構造とすること。

(ホ) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、三十センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、五十分の一以上とすること。

(ヘ) 送気及び排気のための通気設備を設けること。

(ト) 濾材には、径が五センチメートル以上七・五センチメートル以下の硬質の碎石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、一立方メートル当たりの表面積が八十平方メートル以上、かつ、空隙率が九十パーセント以上であるものを用いること。

(チ) ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを二台以上設けること。

(リ) 分水装置を有し、当該装置は、碎石を用いる場合にあつては日平均汚水量の百パーセントに相当する容量以上、碎石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが二・五メートルのときに日平均汚水量の二百パーセント以上に相当する容量（濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量）以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ一日に移送することができる構造とすること。

(五) 沈殿槽

第一号（六）に定める構造とすること。

(六) 消毒槽

第一第一号（四）に定める構造とすること。

(七) 汚泥濃縮設備

第一号（九）に定める構造とすること。

(八) 汚泥貯留槽

第一号（十）に定める構造とすること。

四 長時間ばつ気方式

(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が五百人以上の場合においては、(八) 及び (九) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が百人以上であるもの。

(一) スクリーン

(イ) 荒目スクリーンに細目スクリーン、破碎装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。

(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね五十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ハ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね二十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ニ) 破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね二十ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(ホ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を一ミリメートルから二・五ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔がおおむね二十ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(ヘ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。

(ト) 処理対象人員が五百人以下の場合においては、(イ) から (ヘ) までにかかわらず、第一号 (二) によることができる。

(二) 沈砂槽

第一号 (三) に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第一号 (四) に定める構造とすること。

(四) ばつ気槽

(イ) 有効容量は、有効容量一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・二キログラム (処理対象人員が五百人を超える部分については、〇・三キログラム) 以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の三分の二に相当する容量以上とすること。

(ロ) 有効水深は、一・五メートル (処理対象人員が五百一人以上の場合においては、二メートル) 以上五メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、五メートルを超えることができる。

(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に^{かくはん}攪拌し、溶存酸素をおおむね一リットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。

(ニ) 沈殿槽からの汚泥返送量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。

(ホ) 消泡装置を設けること。

(五) 沈殿槽

(イ) 有効容量は、日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上とすること。

(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が八立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル）以下となるようにすること。

(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が三十立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、五十立方メートル）以下となるようにすること。

(ニ) 有効水深は、一・五メートル（処理対象人員が五百人以上の場合においては、二メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。

(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し六十度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送するとともに、ばつ気槽へ日平均汚水量の二百パーセント以上に相当する汚泥を一日に移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。

(六) 消毒槽

第一第一号（四）に定める構造とすること。

(七) 汚泥濃縮貯留槽

第一号（八）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号（八）

(イ) 中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。

(八) 汚泥濃縮設備

第一号（九）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号（九）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。

(九) 汚泥貯留槽

第一号（十）に定める構造とすること。

五 標準活性汚泥方式

(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、

(七) 及び(八)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が五千一人以上であるもの。

(一) スクリーン

前号(一)に定める構造とすること。

(二) 沈砂槽

第一号(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第一号(四)に定める構造とすること。

(四) ばつ気槽

前号(四)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(四)(イ)中「〇・二キログラム(処理対象人員が五百人を超える部分については、〇・三キログラム)」を「〇・六キログラム」と、「三分の二」を「三分の一」と、同号(四)(ロ)中「一・五メートル(処理対象人員が五百一人以上の場合においては、二メートル)」を「三メートル」と読み替えるものとする。

(五) 沈殿槽

前号(五)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(五)(イ)中「六分の一」を「八分の一」と、同号(五)(ロ)中「八立方メートル(処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル)」を「十八立方メートル」と、同号(五)(ト)中「二百パーセント」を「百パーセント」と読み替えるものとする。

(六) 消毒槽

第一第一号(四)に定める構造とすること。

(七) 汚泥濃縮設備

第一号(九)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(九)中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。

(八) 汚泥貯留槽

第一号(十)に定める構造とすること。

第七 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、^し屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 接触ばつ気・^ろ濾過方式

(一) から(六)までに定める構造の接触ばつ気槽、沈殿槽、^ろ濾過原水槽、^ろ濾過装

置、濾過処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める合併処理浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。ただし、流量調整槽を備えた構造に限る。

(一) 接触ばつ気槽

- (イ) 汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。
- (ロ) 有効容量は、日平均汚水量に濾過装置の一日の逆洗水量を加えた水量（以下本号において「移流計画汚水量」という。）の六分の一に相当する容量以上とすること。
- (ハ) 有効水深は、一・五メートル以上五メートル以下とすること。
- (ニ) 有効容量に対する接触材の充填率は、五十五パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。
- (ホ) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。
- (ヘ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素を一リットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。
- (ト) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。
- (チ) 消泡装置を設けること。

(二) 沈殿槽

- (イ) 有効容量は、移流計画汚水量の八分の一に相当する容量以上とすること。
- (ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が三十立方メートル以下となるようにすること。
- (ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が五十立方メートル以下となるようにすること。
- (ニ) 有効水深は、一・五メートル（処理対象人員が五百一人以上の場合においては、二メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。
- (ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。

(へ) ホッパーは、勾配を水平面に対し六十度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。

(三) 濾過原水槽

(イ) 有効容量は、移流計画汚水量の百四十四分の一に相当する容量以上とすること。

(ロ) 汚水を濾過装置に移送するためのポンプを二台以上設け、当該ポンプは閉塞を生じ難い構造とすること。

(四) 濾過装置

(イ) 濾過装置は二台以上設け、目詰まりを生じ難い構造とすること。

(ロ) 濾材部分の深さ及び充填方法並びに濾材の大きさは、汚水を濾過し、汚水中の浮遊物質を有効に除去することができる深さ、充填方法及び大きさとする事

(ハ) 濾材を洗浄し、濾材に付着した浮遊物質を有効に除去することができる機能を有し、かつ、除去された浮遊物質を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。

(ニ) 濾過された汚水を集水することができる機能を有し、かつ、集水された汚水を濾過処理水槽へ移送することができる構造とするほか、汚水の集水により濾材が流出し難く、かつ、閉塞を生じ難い構造とすること。

(五) 濾過処理水槽

有効容量は、濾過装置の一回当たりの逆洗水量の一・五倍に相当する容量以上とすること。

(六) 消毒槽

第一第一号(四)に定める構造とすること。

二 凝集分離方式

(一) から(四)までに定める構造の中間流量調整槽、凝集槽、凝集沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める合併処理浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。

(一) 中間流量調整槽

(イ) 一時間当たり一定の汚水量を移送することができる構造とし、当該汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。

(ロ) 有効容量は、日平均汚水量の二十四分の五（処理対象人員が五百人を超える部分については、十二分の一）に相当する容量以上とすること。ただし、流量調整槽を備えた構造の場合においては、日平均汚水量の十二分の一（処理対象人員が五百人を超える部分については、四十八分の一）に相当する容量以上とすることができる。

(ハ) 汚水を攪拌^{かくはん}することができる装置を設けること。

(ニ) 有効水深は、一メートル以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から五十センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、二台以上のポンプを設けること。

(ヘ) 当該槽に流入する一日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。ただし、流量調整槽を設ける場合においては、この限りでない。

(二) 凝集槽

(イ) 有効容量は、日平均汚水量のおおむね四十八分の一（処理対象人員が五百人を超える部分については、七十二分の一）に相当する容量とすること。

(ロ) 二室に区分し、第一室の有効容量は、凝集槽の有効容量の三分の一以上二分の一以下とし、第一室に急速攪拌^{かくはん}装置を、第二室に緩速攪拌^{かくはん}装置をそれぞれ設けること。

(ハ) 各室の平面の形状は、正方形又は長方形とすること。ただし、水流を迂回させる板等を設け、当該室内に乱流が発生する構造とした場合においては、円形とすることができる。

(ニ) 凝集剤その他の薬品の注入装置を二台以上設け、当該装置は、薬品の注入量を調整することができる構造とすること。

(ホ) 凝集剤その他の薬品を十日分以上貯蔵することができる構造とすること。

(ヘ) 槽内の水素イオン濃度（水素指数）を自動的に調整することができる構造とすること。

(ト) (イ) から (ヘ) までに定める構造とするほか、凝集機能に支障を生じない構造とすること。

(三) 凝集沈殿槽

(イ) 有効容量は、日平均汚水量の八分の一に相当する容量以上とすること。

(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が三十立方メートル以下となるようにすること。

(ハ) 越流せきを設けて凝集沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長

さは、越流負荷が五十立方メートル以下となるようにすること。

(ニ) 有効水深は、処理対象人員が百人以下の場合にあつては一メートル以上、百一人以上五百人以下の場合にあつては一・五メートル以上、五百一人以上の場合にあつては二メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。

(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し六十度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を有効に除去することができる装置を設けること。

(四) 消毒槽

第一第一号（四）に定める構造とすること。

第八 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下又は放流水の化学的酸素要求量を一リットルにつき十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、^ト尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 接触ばつ気・活性炭吸着方式

(一) から (八) までに定める構造の接触ばつ気槽、沈殿槽、^ろ濾過原水槽、^ろ濾過装置、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着装置、活性炭吸着処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める合併処理浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。ただし、流量調整槽を備えた構造に限る。

(一) 接触ばつ気槽

(イ) 汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

(ロ) 有効容量は、日平均汚水量に^ろ濾過装置及び活性炭吸着装置の一日の逆洗水量を加えた水量（以下本号において「移流計画汚水量」という。）の六分の一に相当する容量以上とすること。

(ハ) 有効水深は、一・五メートル以上五メートル以下とすること。

(ニ) 有効容量に対する接触材の充填率は、五十五パーセント以上とし、接触ば

つ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填^{てん}すること。

(ホ) 接触材は、生物膜による閉塞^{そく}が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

(ヘ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌^{かくはん}し、溶存酸素を一リットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。

(ト) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。

(チ) 消泡装置を設けること。

(二) 沈殿槽

(イ) 有効容量は、移流計画汚水量の八分の一に相当する容量以上とすること。

(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が三十立方メートル以下となるようにすること。

(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が五十立方メートル以下となるようにすること。

(ニ) 有効水深は、一・五メートル（処理対象人員が五百一人以上の場合においては、二メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。

(ヘ) ホッパーは、勾配^{こう}を水平面に対し六十度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。

(三) 濾過^ろ原水槽

(イ) 有効容量は、移流計画汚水量の百四十四分の一に相当する容量以上とすること。

(ロ) 汚水を濾過^ろ装置に移送するためのポンプを二台以上設け、当該ポンプは閉塞^{そく}

を生じ難い構造とすること。

(四) 濾過装置

(イ) 濾過装置は二台以上設け、目詰まりを生じ難い構造とすること。

(ロ) 濾材部分の深さ及び充填方法並びに濾材の大きさは、汚水を濾過し、汚水中の浮遊物質を有効に除去することができる深さ、充填方法及び大きさとする事
と。

(ハ) 濾材を洗浄し、濾材に付着した浮遊物質を有効に除去することができる機能を有し、かつ、除去された浮遊物質を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。

(ニ) 濾過された汚水を集水することができる機能を有し、かつ、集水された汚水を活性炭吸着原水槽へ移送することができる構造とするほか、汚水の集水により濾材が流出し難く、かつ、閉塞を生じ難い構造とすること。

(五) 活性炭吸着原水槽

(イ) 有効容量は、移流計画汚水量の百四十四分の一に相当する容量以上とし、かつ、濾過装置の一回当たりの逆洗水量の一・五倍に相当する容量以上とすること。

(ロ) 汚水を活性炭吸着装置に移送するためのポンプを二台以上設け、当該ポンプは閉塞を生じ難い構造とすること。

(六) 活性炭吸着装置

(イ) 活性炭吸着装置は二台以上設け、目詰まりを生じ難い構造とすること。

(ロ) 活性炭部分の深さ及び充填方法並びに活性炭の大きさは、汚水を濾過し、汚水中の浮遊物質及び有機物質を有効に除去することができる深さ、充填方法及び大きさとする事
と。

(ハ) 活性炭を洗浄し、活性炭に付着した浮遊物質を有効に除去することができる機能を有し、かつ、除去された浮遊物質を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。

(ニ) 濾過された汚水を集水することができる機能を有し、かつ、集水された汚水を活性炭吸着処理水槽へ移送することができる構造とするほか、汚水の集水により活性炭が流出し難く、かつ、閉塞が生じ難い構造とすること。

(七) 活性炭吸着処理水槽

有効容量は、活性炭吸着装置の一回当たりの逆洗水量の一・五倍に相当する容量以上とすること。

(八) 消毒槽

第一第一号(四)に定める構造とすること。

二 凝集分離・活性炭吸着方式

(一) から (七) までに定める構造の中間流量調整槽、凝集槽、凝集沈殿槽、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着装置、活性炭吸着処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める合併処理浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。

(一) 中間流量調整槽

- (イ) 一時間当たり一定の汚水量を移送することができる構造とし、当該汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。
- (ロ) 有効容量は、日平均汚水量に活性炭吸着装置の一日当たりの逆洗水量を加えた水量（以下本号において「移流計画汚水量」という。）の二十四分の五（処理対象人員が五百人を超える部分については、十二分の一）に相当する容量以上とすること。ただし、流量調整槽を備えた構造の場合においては、移流計画汚水量の十二分の一（処理対象人員が五百人を超える部分については、四十八分の一）に相当する容量以上とすることができる。
- (ハ) 汚水を攪拌^{かくはん}することができる装置を設けること。
- (ニ) 有効水深は、一メートル以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から五十センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。
- (ホ) ポンプにより汚水を移送する場合においては、二台以上のポンプを設けること。

(二) 凝集槽

- (イ) 有効容量は、移流計画汚水量のおおむね四十八分の一（処理対象人員が五百人を超える部分については、七十二分の一）に相当する容量とすること。
- (ロ) 二室に区分し、第一室の有効容量は、凝集槽の有効容量の三分の一以上二分の一以下とし、第一室に急速攪拌^{かくはん}装置を、第二室に緩速攪拌^{かくはん}装置をそれぞれ設けること。
- (ハ) 各室の平面の形状は、正方形又は長方形とすること。ただし、水流を迂回させる板等を設け、当該室内に乱流が発生する構造とした場合においては、円形とすることができる。
- (ニ) 凝集剤その他の薬品の注入装置を二台以上設け、当該装置は、薬品の注入量を調整することができる構造とすること。
- (ホ) 凝集剤その他の薬品を十日分以上貯蔵することができる構造とすること。
- (ヘ) 槽内の水素イオン濃度（水素指数）を自動的に調整することができる構造とすること。
- (ト) (イ) から (ヘ) までに定める構造とするほか、凝集機能に支障を生じな

い構造とすること。

(三) 凝集沈殿槽

- (イ) 有効容量は、移流計画汚水量の八分の一に相当する容量以上とすること。
- (ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が三十立方メートル以下となるようにすること。
- (ハ) 越流せきを設けて凝集沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が五十立方メートル以下となるようにすること。
- (ニ) 有効水深は、処理対象人員が百人以下の場合にあつては一メートル以上、百一人以上五百人以下の場合にあつては一・五メートル以上、五百人以上の場合にあつては二メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。
- (ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。
- (ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し六十度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。
- (ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。
- (チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を有効に除去することができる装置を設けること。

(四) 活性炭吸着原水槽

- (イ) 有効容量は、移流計画汚水量の百四十四分の一に相当する容量以上とすること。
- (ロ) 汚水を活性炭吸着装置に移送するためのポンプを二台以上設け、当該ポンプは閉塞を生じ難い構造とすること。

(五) 活性炭吸着装置

- (イ) 活性炭吸着装置は二台以上設け、目詰まりを生じ難い構造とすること。
- (ロ) 活性炭部分の深さ及び充填方法並びに活性炭の大きさは、汚水を濾過し、汚水中の浮遊物質及び有機物質を有効に除去することができる深さ、充填方法及び大きさとする。
- (ハ) 活性炭を洗浄し、活性炭に付着した浮遊物質を有効に除去することができる機能を有し、かつ、流量調整槽を備えた構造の場合にあつては、除去された浮遊物質を流量調整槽へ移送することができる構造とし、流量調整槽を備えていない構造の場合にあつては、除去された浮遊物質を中間流量調整槽へ移送すること

ができる構造とすること。

(ニ) 濾過された汚水を集水することができる機能を有し、かつ、集水された汚水を活性炭吸着処理水槽へ移送することができる構造とするほか、汚水の集水により活性炭が流出し難く、かつ、閉塞が生じ難い構造とすること。

(六) 活性炭吸着処理水槽

有効容量は、活性炭吸着装置の一回当たりの逆洗水量の一・五倍に相当する容量以上とすること。

(七) 消毒槽

第一第一号(四)に定める構造とすること。

第九 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を一リットルにつき二十ミリグラム以下又は放流水のリン含有量を一リットルにつき一ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 硝化液循環活性汚泥方式

(一) 及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(九)までに定める構造の流量調整槽、生物反応槽、沈殿槽、中間流量調整槽、凝集槽、凝集沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(十)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽(処理対象人員が五百人以上の場合においては、(十一)及び(十二)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽)を備えた構造で、処理対象人員が五十一人以上であり、かつ、日平均汚水量が十立方メートル以上であるもの。

(一) スクリーン

(イ) 荒目スクリーン(処理対象人員が五百人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。)に細目スクリーン又は破碎装置のいずれか及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。

(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね五十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ハ) ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を三十ミリメートルから五十ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去

することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。

- (ニ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね二十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。
- (ホ) 破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね二十ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。
- (ヘ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を一ミリメートルから二・五ミリメートル程度とし、二台以上設け、運転中のスクリーンに故障等が生じた場合は、自動的に予備のスクリーンに切り替えられる構造とすること。また、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。
- (ト) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が五百人以下の場合においては、この限りでない。

(二) 沈砂槽

第六第一号(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第六第一号(四)に定める構造とすること。

(四) 生物反応槽

生物反応槽は、(イ)及び(ロ)に定める脱窒槽及び硝化槽をこの順序に組み合わせた構造とし、有効容量は、有効容量一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・一五キログラム以下となるようにすること。

(イ) 脱窒槽

- (1) 二室以上に区分し、かつ、槽内の水流が短絡し難い構造とすること。
- (2) 有効容量は、有効容量一立方メートルに対する一日当たりの平均の流入水の総窒素量(以下「日平均流入水T-N」という。)が〇・一二キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の十二分の五に相当する容量以上とすること。
- (3) 有効水深は、一・五メートル(処理対象人員が五百人以上の場合においては、二メートル)以上五メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、五メートルを超えることができる。
- (4) 室内の汚水を均等に攪拌^{かくはん}することができる装置を設け、溶存酸素をおおむね一リットルにつき〇ミリグラムに保持することができる構造とすること。

(5) 沈殿槽からの汚泥の返送量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。

(6) (1) から (5) までに定める構造とするほか、脱窒機能に支障が生じない構造とすること。

(ロ) 硝化槽

(1) 二室以上に区分し、かつ、槽内の水流が短絡し難い構造とすること。

(2) 有効容量は、有効容量一立方メートルに対する日平均流入水T-Nが〇・〇五五キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の十二分の十一に相当する容量以上とすること。

(3) 有効水深は、一・五メートル（処理対象人員が五百一人以上の場合においては、二メートル）以上五メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、五メートルを超えることができる。

(4) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね一リットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。

(5) 消泡装置を設けること。

(6) 一日に日平均汚水量の三倍以上に相当する汚水を脱窒槽に返送することができる装置を設け、かつ、当該返送量を容易に調整し、及び計量することができる構造とすること。

(7) 槽内の水素イオン濃度（水素指数）を自動的に調整することができる構造とすること。

(8) 槽内の溶存酸素濃度を計測し、及び記録することができる構造とすること。

(9) (1) から (8) までに定める構造とするほか、硝化機能に支障が生じない構造とすること。

(五) 沈殿槽

第六第四号（五）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号（五）（ト）中「ばつ気槽」を「脱窒槽」と読み替えるものとする。

(六) 中間流量調整槽

(イ) 一時間当たり一定の汚水量を移送することができる構造とし、当該汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。

(ロ) 有効容量は、日平均汚水量の十二分の一（処理対象人員が五百人を超える部分については、四十八分の一）に相当する容量以上とすること。

(ハ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。

(ニ) 有効水深は、一メートル以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から

五十センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、二台以上のポンプを設けること。

(七) 凝集槽

第七第二号(二)に定める構造とすること。

(八) 凝集沈殿槽

(イ) 有効容量は、日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上とすること。

(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が八立方メートル(処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル)以下となるようにすること。

(ハ) 越流せきを設けて凝集沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が三十立方メートル(処理対象人員が五百人を超える部分については、五十立方メートル)以下となるようにすること。

(ニ) 有効水深は、処理対象人員が百人以下の場合にあつては一メートル以上、百人以上五百人以下の場合にあつては一・五メートル以上、五百人以上の場合にあつては二メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形(正三角形を除く。)とすること。

(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し六十度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を有効に除去することができる装置を設けること。

(九) 消毒槽

第一第一号(四)に定める構造とすること。

(十) 汚泥濃縮貯留槽

第六第一号(八)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(八)(イ)中「流量調整槽」を「流量調整槽又は脱窒槽」と読み替えるものとする。

(十一) 汚泥濃縮設備

第六第一号(九)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(九)中「流量調整槽」を「流量調整槽又は脱窒槽」と読み替えるものとする。

(十二) 汚泥貯留槽

第六第一号(十)に定める構造とすること。

二 三次処理脱窒・脱^{りん}方式

(一) から(七)までに定める構造の中間流量調整槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽、再ばつ気槽、凝集槽、凝集沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める合併処理浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。

(一) 中間流量調整槽

(イ) 一時間当たり一定の汚水量を移送することができる構造とし、当該汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。

(ロ) 有効容量は、日平均汚水量の二十四分の五(処理対象人員が五百人を超える部分については、十二分の一)に相当する容量以上とすること。ただし、流量調整槽を備えた構造の場合においては、日平均汚水量の十二分の一(処理対象人員が五百人を超える部分については、四十八分の一)に相当する容量以上とすることができる。

(ハ) 汚水を攪拌^{かくはん}することができる装置を設けること。

(ニ) 有効水深は、一メートル以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から五十センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合においては、二台以上のポンプを設けること。

(ヘ) 当該槽に流入する一日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。ただし、流量調整槽を設ける場合においては、この限りでない。

(二) 硝化用接触槽

(イ) 二室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

(ロ) 有効容量は、有効容量一立方メートルに対する日平均流入水 $T-N$ が 0.008 キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の二分の一に相当する容量以上とすること。

(ハ) 第一室の有効容量は、硝化用接触槽の有効容量のおおむね二分の一とすること。

(ニ) 有効水深は、一・五メートル(処理対象人員が五百人を超える場合においては、二メートル)以上五メートル以下とすること。

(ホ) 有効容量に対する接触材の充填^{てん}率は、五十五パーセント以上とし、硝化用接触槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、

当該槽内の水流が短絡しないように充填^{てん}すること。

- (へ) 接触材は、生物膜による閉塞^{そく}が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。
- (ト) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌^{かくはん}し、溶存酸素をおおむね一リットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。
- (チ) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離^{かくり}することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。
- (リ) 各室の水素イオン濃度（水素指数）を自動的に調整することができる構造とすること。
- (ヌ) 消泡装置を設けること。
- (ル) (イ) から (ヌ) までに定める構造とするほか、硝化機能に支障が生じない構造とすること。

(三) 脱窒用接触槽

- (イ) 二室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。
- (ロ) 有効容量は、有効容量一立方メートルに対する日平均流入水T-Nが〇・一三キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の二十四分の七に相当する容量以上とすること。
- (ハ) 第一室の有効容量は、脱窒用接触槽の有効容量のおおむね二分の一とすること。
- (ニ) 有効水深は、一・五メートル（処理対象人員が五百人を超える場合においては、二メートル）以上五メートル以下とすること。
- (ホ) 有効容量に対する接触材の充填^{てん}率は、六十パーセント以上とし、脱窒用接触槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填^{てん}すること。
- (へ) 接触材は、生物膜による閉塞^{そく}が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。
- (ト) 室内の汚水を均等に攪拌^{かくはん}することができる装置を設け、溶存酸素をおおむね一リットルにつき〇ミリグラムに保持することができる構造とすること。
- (チ) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離^{かくり}することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。
- (リ) 適正量の水素供与体を自動的に供給することができる構造とすること。

(ヌ) (イ) から (リ) までに定める構造とするほか、脱窒機能に支障が生じない構造とすること。

(四) 再ばつ気槽

(イ) 有効容量は、日平均汚水量の十二分の一に相当する容量以上とすること。

(ロ) 有効水深は、一・五メートル（処理対象人員が五百人を超える場合には、二メートル）以上五メートル以下とすること。

(ハ) 有効容量に対する接触材の充填率は、おおむね五十五パーセントとし、再ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

(ニ) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

(ホ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね一リットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。

(ヘ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(ト) 消泡装置を設けること。

(五) 凝集槽

第七第二号（二）に定める構造とすること。

(六) 凝集沈殿槽

第一号（八）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号（八）

（ト）中「汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備」を「沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備」と読み替えるものとする。

(七) 消毒槽

第一第一号（四）に定める構造とすること。

第十 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を一リットルにつき十五ミリグラム以下又は放流水のリン含有量を一リットルにつき一ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 硝化液循環活性汚泥方式

(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に (三) から (十一) までに定める構造の流量調整槽、生物反応槽、沈殿槽、中間流量調整槽、脱窒用接触槽、再ばつ気槽、凝集槽、凝集沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(十二) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が五百人以上の場合においては、(十三) 及び (十四) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽) を備えた構造で、処理対象人員が五十一人以上であり、かつ、日平均汚水量が十立方メートル以上であるもの。

(一) スクリーン

第九第一号 (一) に定める構造とすること。

(二) 沈砂槽

第六第一号 (三) に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第九第一号 (三) に定める構造とすること。

(四) 生物反応槽

第九第一号 (四) に定める構造とすること。

(五) 沈殿槽

第九第一号 (五) に定める構造とすること。

(六) 中間流量調整槽

第九第一号 (六) に定める構造とすること。

(七) 脱窒用接触槽

第九第二号 (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号 (三) (ロ) 中「〇・一三キログラム」を「〇・一二キログラム」と、「二十四分の七」を「六分の一」と読み替え、同号 (三) (チ) 中「、沈殿分離槽」を削除するものとする。

(八) 再ばつ気槽

第九第二号 (四) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号 (四) (へ) 中「、沈殿分離槽」を削除するものとする。

(九) 凝集槽

第七第二号 (二) に定める構造とすること。

(十) 凝集沈殿槽

第九第一号 (八) に定める構造とすること。

(十一) 消毒槽

第一第一号 (四) に定める構造とすること。

(十二) 汚泥濃縮貯留槽

第九第一号 (十) に定める構造とすること。

(十三) 汚泥濃縮設備

第九第一号(十一)に定める構造とすること。

(十四) 汚泥貯留槽

第六第一号(十)に定める構造とすること。

二 三次処理脱窒・脱^{りん}方式

第九第二号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号(二)(ロ)中「〇・〇八キログラム」を「〇・〇七キログラム」と、「二分の一」を「十二分の七」と、同号(三)(ロ)中「〇・一三キログラム」を「〇・一キログラム」と、「二十四分の七」を「二十四分の九」と読み替えるものとする。

第十一 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を一リットルにつき十ミリグラム以下又は放流水の^{りん}含有量を一リットルにつき一ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、^し尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 硝化液循環活性汚泥方式

第十第一号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号(七)中「〇・一二キログラム」を「〇・一キログラム」と、「六分の一」を「二十四分の五」と読み替えるものとする。

二 三次処理脱窒・脱^{りん}方式

第九第二号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号(二)(ロ)中「〇・〇八キログラム」を「〇・〇六キログラム」と、「二分の一」を「三分の二」と、同号(三)(ロ)中「〇・一三キログラム」を「〇・〇九キログラム」と、「二十四分の七」を「十二分の五」と読み替えるものとする。

第十二 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、化学的酸素要求量、浮遊物質質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)、水素イオン濃度(水素指数)又は大腸菌群数についての排水基準が次の表の(い)欄に掲げるように定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、同表(ろ)欄に掲げる構造としたものとする。

(い)					(ろ)
化学的酸素要求量(単位	浮遊物質質量(単位	ノルマルヘキサン抽出	水素イオン濃度(水素指	大腸菌群数(単位	構造
	一			一	

一リットルにつきミリグラム)	リットルにつきミリグラム)	物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 一リットルにつきミリグラム)	数)	立方センチメートルにつき個)	
六〇以下	七〇以下	二〇以下	五・八以上 八・六以下	三、〇〇〇以下	第六から第十一までのいずれかに定める構造
四五以下	六〇以下	二〇以下	五・八以上 八・六以下	三、〇〇〇以下	第六から第十一までのいずれかに定める構造
三〇以下	五〇以下	二〇以下	五・八以上 八・六以下	三、〇〇〇以下	第六から第十一までのいずれかに定める構造
一五以下	一五以下	二〇以下	五・八以上 八・六以下	三、〇〇〇以下	第七から第十一までのいずれかに定める構造
一〇以下	一五以下	二〇以下	五・八以上 八・六以下	三、〇〇〇以下	第八に定める構造

附 則

1 この告示は、昭和五十六年六月一日から施行する。

2 昭和四十四年建設省告示第千七百二十六号は、廃止する。

附 則 (昭和六三年三月八日建設省告示第三四二号)

この告示は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年二月一日建設省告示第一三五号)

この告示は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年一二月二七日建設省告示第二〇九四号)

1 この告示は、平成八年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この告示による改正前の規定による屎尿浄化槽の構造については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一二年五月三十一日建設省告示第一四六五号)

1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

2 この告示の施行の際現に設置されている尿尿浄化槽若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の尿尿浄化槽又はこの告示の施行の日から六月を経過しない間に設置される尿尿浄化槽で、この告示による改正前の昭和五十五年建設省告示第千二百九十二号第一第一号から第三号までの規定に適合する構造のものについては、建築基準法の一部を改正する法律（平成十年法律第百号）第三条の規定による改正後の建築基準法第三十一条第二項の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとみなす。

（平一二建告二四六五・一部改正）

附 則 （平成一二年一月二六日建設省告示第二四六五号）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年三月二八日国土交通省告示第三五三号）

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年一月一七日国土交通省告示第一五四号）

（施行期日）

1 この告示は、平成十八年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に設置された合併処理浄化槽又はこの告示の施行の際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の合併処理浄化槽で、この告示による改正前の昭和五十五年建設省告示第千二百九十二号第二各号又は第三各号の規定に適合するものは、改正後の昭和五十五年建設省告示第千二百九十二号の規定に適合するものとみなす。